

中国における農産物買付制度をめぐる諸問題

座 間 紘 一

〈目 次〉

はじめに

I 農産物買付制度の現状と問題点

- (1) 農産物国家買付の意義と中国的特徴
- (2) 農産物買付形態
- (3) 農産物買付方法
- (4) 農産物買付価格
- (5) 農産物買付制度の諸問題

II 農村商業機関の現状と問題点

- (1) 問題の所在と端緒的改革
- (2) 『三多一少』の現状
- (3) 供銷合作社改革の現状

まとめにかえて

はじめに

本稿は拙稿「中国農業における『包干到戸（経営各個請負制）』について」（『東亜経済研究』第48巻第3・4号1982年11月）と対をなすものである。前稿が最近の農業再編問題について生産過程を中心に検討をおこなっているのに対し、本稿はそれをふまえて、農産物流通過程の変化の中で、農産物買付

制度に限定して検討をおこなうものである。

今日中国農業においては各種生産責任制の導入、生産の多角化、農産物の商品化政策が急速にすすめられ、それに対応する流通面の対応のたちおくれが当局によって強調されている¹⁾。流通過程の改革は緒についたばかりである。改革はこれから本格化しようとしている。

本稿は現時点での農産物買付の制度的枠組を整理し、そこでの問題点を明らかにすることを直接の課題としている。

I 農産物買付制度の現状と問題点

(1) 農産物国家買付の意義と中国的特徴

社会主義経済の計画管理において、農産物国家買付の持つ意義は一般的には次のようにまとめることができよう。第1に、国家の手に国民の食料をはじめとし、国民経済の諸分野の必要とする農産物原料を掌握し、その供給を保証すること、第2に農業部門で創出された価値の実現をはかること、その場合部門間の価値移転を伴う場合もある、第3に農業部門における生産の連続性、生産と蓄積、生産構造の改善、集約化、専門化、合理的生産構造の実現に対し影響を与える、第4に以上をつうじて農業を国民経済の計画的体系にくみ入れる、などである²⁾。

社会主義計画経済の集権的行政的運営方法にあつては、国家の行政指令として農産物の作付、生産、買付指標が下達され、それと結びつけて農業生産資料も配分され、そこでは集団農業企業の生産・販売での自主性・自発性は十分尊重されず、販売での等価性も損なわれたものであった。1960年代以後、

1) 例えば1981年末に開かれた全国農村工作会議では「現在存在する1つの突出した問題は、一方では農村商業が商品経済発展の必要に適應せず、さらには農村の多角経営が初歩的發展をしはじめるとすぐに流通がとどこおり、買付難、販売難などの問題が出現し、生産の浪費をもたらし、他方では一部の単位が品不足の商品の価格をつりあげ、買いあさり、国家計画を攻撃する情況も存在することである。」と述べている。中共中央转发《全国农村工作会议纪要》（『人民日報』1982年4月6日）。

分権的経済的運営方法がとりいれられる中で、傾向的、部分的ではあるが農業集団企業の独立性、自発性、買付農産物の商品性、等価性が尊重されるようになったといえる。

こうした変化をもたらした経済的あるいは政策的諸条件としては、国民経済の発展水準あるいは政策が投資、労働力資源利用の量的拡大による工業化を主とするものから、効率化、バランス化を重視する国民経済の内包的発展段階あるいは政策へと移行することが必要である。しかも政策と経済的条件とは対応したものといえよう。

中国の場合、最近の政策転換の中で農産物国家買付の持つ意義はさしあたり以下のようにまとめることができよう³⁾

第1に農業の自給的性格が強く、農業人口が圧倒的多数を占めるという条件からもたらされる商品化の特殊な困難である。農産物買付政策と、農民経済を貨幣経済にまきこみ、社会的分業を進展させる諸政策とを同時にすすめることなしには商品化農産物の増大は困難である。これまで農産物の買付量の過多と農民の自己保有量の過少とが常に問題となっていた。商品化農産物量増大の方途と生産物の買付保有割合の決定の問題は農産物買付政策の重要な課題である。

2) 例えば岡本武氏は農産物の国家調達活動の直接的課題として、①国民の食糧需要の充足と国民経済活動に必要な農産物と農産原料の最大限の国家の掌握、②農産物調達の計画化と管理の経済活動を通じての、国家による農業部門で創出された純所得の配分、農業企業の生産と蓄積、生産効率の向上、生産構造の改善、生産の集約化と専門化、合理的な生産組織の選択などの基本問題の解決方向を規定する決定的役割の行使をあげている。(大崎平八郎編『現代社会主義の農業問題』ミネルヴァ書房、1981年10月、65頁)。又岡田進氏は社会主義流通における価値実現の面を強調され、所有制の異なる集団企業からの国家買付では「交換における等価性の保持が特別重要な意義をもっている」とされる。(宇高基輔編『社会主義経済論』有斐閣、1975年1月、114頁)。

3) 以下の諸点については拙稿「中国の農業」(前掲『現代社会主義の農業問題』)、「中国農村人民公社の管理制度—生産隊の労働組織・分配制度を中心に—」(『東亜経済研究』第47巻第1・2号、1980年3月)、「中国農業における『生産責任制』について」(同第48巻第1・2号、1981年4月)、「中国農業における『包干到戸(経営各個請負制)』について」(同第48巻第3・4号、1982年11月)、「中国における農業政策の転換と生産責任制」(古島敏雄先生古稀記念論文集『伝統的社会の歴史的展開』(外国編)、時潮社、1983年3月刊予定)を参照されたい。

第2に農副産物が軽紡工業原材料の中で大きな位置を占め、農産物関連商品の輸出に占める割合が大きいところからくる問題である。綿花、タバコ、茶などの生産、販売量が、これら工業の稼働率をきめ、最近原材料不足による都市軽紡工業の稼働率の低下が問題化している。経済作物を中心とした商品化農産物の拡大は軽紡工業、国民の消費生活の向上、輸出の増大にとってきわめて重要であり、こうした方向での農業の再編に対し、農産物買付の持つ意義は大きい。

第3に、食糧需給の逼迫と農村における過剰労働力の滞留である。従来の食糧増産中心の農業政策にもかかわらず、食糧需給は逼迫しており、商品化食糧の増大なしには都市住民への十分な食糧供給も、農村人口の流動化と社会的分業の進展も不可能である。今日農業政策の緩和と併行して食糧輸入は増大しているが、その量的拡大には限度がある。食糧の安定的確保は国家にとって依然として最大級の関心事である。

第4に、この点が最近の変化の中では最も重要な点であるが、人民公社の再編、生産責任制導入、農業生産の多角化、商品化に対する対応である。農業の社会主義再編は、今日では様々な生産責任制採用による個別、小グループの経営請負制の主体的な市場対応の過程の中に、専業化、協業化、主産地化への展望を求めるものとなっている。生産過程の分野での変化をまとめると以下のとおりである。即ち経営各戸請負制が大きな割合を占める生産責任制がほとんどの生産隊で採用されたことにより、経営単位が生産隊より農家、個人、小グループへ移行した。それによって各農家、個人の生産資材、生活資料の購買販売が急増した。このことは取引単位の零細化、取引種類の雑多化、取引対象の増大、取引時期の季節変動の平均化、取引の現金化をもたらした。生産過程の再編が家族および小グループの経営の多角化→重点戸、専業戸→連合組織と農産物商品化、経営の多角化→主産地形成、地域的複合経営と農業における商品生産の発展を軸に展開されはじめたことによって、農家経済の貨幣化が急速に進展しはじめたことである。流通過程は多角化によって生じた零細雑多な生産物の実現と多様な生産手段の需要に対応しなけ

ればならない。更に農産物商品化と社会的需要とを結合しなければならない。

以上により流通過程より、農業を国民経済の計画的体系と結合し、規制し変革してゆく条件が強化されたことである。従来の人民公社体制は集権的行政的に農業を国民経済の計画的体系に包摂することを旨としていた。流通過程は農産物の調達、配給、工業製品の配分機構であり、農村の自給性、慢性的売り手市場と相俟って実現問題は公式には現象化していなかった。今日の「計画経済を主とし、市場調節を補とする」経済運営への基本方針の転換により、市場機能が高められ、価値法則の資源、労働配分機能が国民経済の計画的運営に徐々にとり入れられようとしているのである。

ところで、現在中国においては農産物買付計画原則は次のように述べられている。即ち、それは「農業生産の可能性を基礎にして、国家、集団、個人の三方面の利益をあわせ考慮する」ことであり、とりわけ①農産物の買付・保有の割合、②価格関係、③販売奨励の側面での適切な対処が必要とされる⁴⁾。①は国家の多様な需要を保証し、しかも農民に適切な保有量を残すという問題であり、②は工農産物価格関係、農産物相互間の相対価格関係の問題であり、③は農産物商品化を促す様々な財政的、物的、技術的優遇措置の問題である。農産物の国家買付の一般的意義およびその中国的特徴をふまえて、以下では最近の農産物買付制度改革の諸側面を検討する。

(2) 農産物買付形態⁵⁾

中国では第1表に示すように農産物の分類とそれにしたがった分級管理の流通管理形態がとられている。

4) 夏光仁主編『中国商业企业管理学』中国人民大学出版社、1980年6月、182頁。

5, 6, 7) 本節は车礼、高戸礼編著『商业企业管理』中国財政経済出版社、1981年1月、商业基础知況編写組編『商业基础知识』同、1980年12月曾洪業主編『社会主义商业经济学』中国人民大学出版社、1981年5月、刘福园、唐功烈主編『中国社会主义商业经济』同、1980年9月、『经济学常识(社会主义财贸部分)』中国青年出版社、1982年2月、前掲『中国商业企业管理学』に多く依拠している。

第1表 農産物分類と買付形態

	1 類 商 品	2 類 商 品	3 類 商 品
分類規準	国民経済の発展と人民生活にとって重要な商品。	国民経済と人民生活にとって比較的重要な商品, 又は集中生産で広範囲供給の必要性の高い商品又は分散生産だが重点的供給を保證する必要がある商品および輸向け商品。	1, 2類以外, 例えば小口商品, 集中生産が行なわれていない地域の乾燥, 生鮮果物, 調味料その他の細かい地場産品など。
種 類	穀物食糧, 食用油, 綿花 (3)	豚, タマゴ, 毛竹, 茶, 黄紅麻, ラミー, 漢方薬材など。	
計画管理方法, 手続	買付, 販売, 内部配分, 備蓄, 輸出入などすべて国務院が管理。各主管部門が計画指標提出→全国計画会議が関係部門と地区間のバランス調整→国務院の批准→国家計画委が統一下達→関係部門, 地区区が実行。	買付, 内部配分, 輸出入指標を国務院の関係部門が管理。各主管部門が計画指標提出→国家計画委が審査→国務院が批准→国務院関係部門が下達→各省・直轄市・自治区が内部配分→実施。超過生産部分: 主管の部・委員会へ報告→協議配分 (当該地区に留保又は移出)。	輸向け, 特殊需要向け商品: 国務院の関係部門が地方と協議して一定の調達。その他: 地方の各級計画部門が生産, 販売計画を制定又は地方の各級商業部門が生産者と直接購買・販売契約を結ぶ (間接的計画) 又は商業企業の選択購入又は生産者の自由販売。
買付形態	①統一買付: 国家→人民公社生産隊へ一定数量の売渡義務を課す。国家の指定する商業機関へ売渡し, 統一買付価格規定, 超過買付部分には規定の割増金, ②協議買付: 余剰部分について協議価格で国家の指定する商業機構が買付又は③自由市場での販売 (綿花は除く)。	①割当買付: 国家が生産者に売渡し義務を規定, 農民は規定の数量, 品種, 価格で指定された商業機関に販売 (割当契約), 超過部分については②協議買付又は③自由市場での販売。	①協議買付: 商業部門が直接生産者と協議, 又は②自由市場での販売。

(出所) 『現代中国経済事典』東洋経済, 1982年12月。390～1頁より作成。

分類基準は国民経済と国民生活にとっての重要度、生産の集中度、商品性の高低などである。種類の上では、1類が3種、2類は省によって違いがあると思われるが、約50種、その他が3類と圧倒的に3類農産物が多いが、商品化農産物総額に占める割合は、1、2類が約8割を占めている。

買付の計画管理については、1類では国務院が買付、販売、内部配分、備蓄、輸出入を管理し、2類では、買付、内部配分、輸出入指標を国務院の関係部門が管理し、第1表に示す方法、手続きがとられている。3類商品のみを地方の各級計画部門が管理する。

買付形態については、1類の基本部分については統一買付により、買付価格、数量、時期、買付機関はすべて国家によって決められ、2類の基本部分については割当買付により、同じく数量、品種、価格、買付機関が国家により決められ、いずれも義務的指標として下達される。3類農産物および1、2類の統一買付、割当買付達成以後の余剰部分に対してのみ、商業機関と生産者との協議買付が適用される。

最近の変化は一部の2類農産物の3類農産物への編成替えと、1、2類農産物への協議買付の適用とその部分の増大である。

この他に国家買付形態をとらず商品化される形態として都市農村の自由市場での生産者と消費者の直接取引、あるいは個人・集団商業、飲食、サービス業などの買付形態がある。最近この形態の拡大がはかられている。この部分はいわば自由取引というべきもので、この形態が適用される農副産物は種類としては協議買付形態の適用される部分と一致する。

以上の買付形態の整理からいえることは、第1に国民生活と国民経済にとって重要な農産物については、きわめて強度な行政的指令的形態（統一買付、割当買付）がとられ、これによってこれら農産物の基本的部分を国家が直接掌握し、供給を保証すること、しかもこれらが商品化農産物の圧倒的割合を占めていることである。この形態は生産者に対して強制的性格を持つだけでなく、買付機関に対しても計画の行政的執行機関としての性格を付与するものである。第2に国民生活と国民経済にとって副次的意義しか持たない

農副産物、需給関係の緩和した農産物に対しては、自由取引が許され、商品化の発展が促されていることである。第3に、これが最近の買付政策の中で最も重要なことであるが、自由市場取引と重なる種類に対して協議買付形態が適用され、この形態は計画買付を完了したのちの余剰部分にも適用されたことである。各種買付形態と価格の関係についてはのちに検討するが、農民にとっては計画買付完了後の農産物に対しては、自由市場での販売、国家による協議買付の2形態がひらかれ、国家買付機関は同一種類の農産物を計画買付・販売と協議買付・販売の二種の方法で買付・販売することになる。今日計画買付部分は基数として一定期間固定され、増産部分の協議買付、自由市場取引の増大がはかられている。協議買付・販売は自由市場取引の拡大を前提にして、それに国家が介入して市場取引の安定と活発化をはかるという性格を持っている。

しかし現在の段階では計画買付部分と協議買付・協議販売部分は基本的に別会計になっており、財政的にも、現物の出し入れでも基本的には相互浸透はない。あくまで基本的部分は計画買付で確保した上で、それと切断されたところで市場調節がなされる仕組みになっているのである。

買付形態別農産物買付総額の1980～1981年の最近の2年間の変化は第2表のようである。公定価格買付（義務供出、割当買付を指すと思われる）の割合が減少し、協議買付、超過買付、市場買付の割合が大幅に伸び、全額では、公定価格買付がほぼ横ばいであるのに対し、他の3者はそれぞれ3割前後の伸びを示している。

第2表 買付形態別農副産物買付総額

	1980		1981		1981/1980
	金額(億元)	内分 (%)	金額(億元)	内分 (%)	%
公定価格買付	542.2	64.4	555.6	58.2	102.5
超過買付価格買付	151.0	17.9	200.0	20.9	132.5
協議価格買付	80.0	9.5	110.0	11.5	137.5
市場価格買付	69.0	8.2	89.4	9.4	129.6

(出所) 中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』(1981) 343頁より作成。

(3) 農産物買付方法⁶⁾

農産物買付方法には契約（合同）買付と市場買付（現購）の2形態がある。前者には購買販売結合契約（购销結合合同）という農副産物買付と生産手段や日用品の販売とを結合した契約形態と予約買付契約（预购合同）という播種前に契約を結び内金（定金）を前もって支給し、取引完了時に精算する形態と内金や特定商品の販売と結合しない一般的契約形態とがある。統一買付、割当買付、協議買付は契約買付の方法でおこなわれ、そのうちの多くは内金や物資の奨励販売と結びつけられている。市場買付とは集市取引や小売店の随時の買付をさし、農民個人の販売や統一買付、割当買付、協議買付の契約任務達成以後の生産物に適用される。したがって圧倒的多数の農産物は契約によって取引され、市場買付は副次的、補助的であると考えられる。

契約は農産物買付計画を達成する具体的方法であり、ここに計画買付の行政的、強制的性格がそのままもちこまれる。農民の側からすると契約買付は農産物価値の実現の主要な方法であり、契約買付の性格いかに農民の経済的利害を規制する。当面、計画買付においては国家と集団ないし農民個人は対等平等な契約関係ではなく、むしろ上下関係的性格が強い。買付機関は買付目標の達成を第一義とし、そのための手段として手付金、生産手段、消費手段の結合販売、技術指導などの物的、財政的、技術的手段を持っている。こうした形態は国家買付の優先順位の高いものの買付を保証するのには有利であるが、農産物商品化の拡大、商品＝価値関係の進展にとってはマイナスであり、対応しにくい面をもっている。その理由は買付機関の目標が外部から現物指標で与えられるために収益性が経営の基本とならず、雑多で零細な農産物の商品化のほりおこしを内在的契機として持たないし、生産隊にたいし、需給情況ないし市況への無関心ないし対応のたちおくれ傾向をもたらずからである。又物的、財政的手段の行使は商品＝価値関係を応々にしてゆがめ、歪んだ生産構造を形成する条件ともなりやすいからである。従来この契約は農民の不利な条件の下で強度に強制的行政的に行使されてきた。今日価格、買付量、生産手段、生活手段供給面で不利な条件は大いに改善されてき

た。しかし、契約の不平等性、強制的性格は変化していない。例えば価格をはじめとする買付条件に対する集団・農民の交渉権、契約を結ばず市場買付にまわす権利などは附与されていない。協議買付契約については、従来は計画買付部分に近い強制的方法がとられていたが、近時大きく緩和されるようになってきている。それは市場買付の回復・拡大と併存し、競合的位置にあるからである。従って価格面でも市況を反映し、商品＝価値的關係を反映させざるをえなくなりつつある。このことは又統一買付、割当買付の契約の経済的に不合理な条件を次第にうきぼりにし、経済的に不純な要因を顕現させるという事態をもたらしつつある。

(4) 農産物買付価格⁷⁾

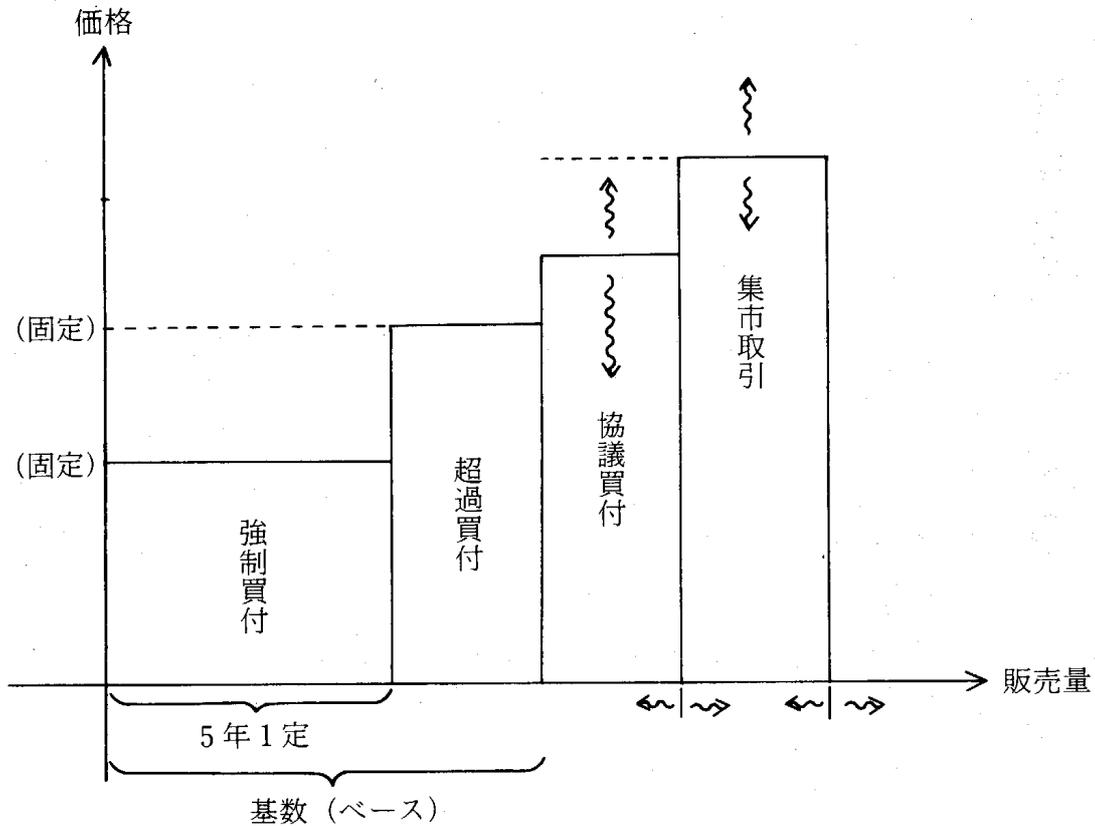
今日の農産物買付価格は重層的価格構造をなしている。例えば第1類農産物の食糧と油料の場合は第1図のような構造になっている。即ち義務的売渡しその1.5倍の超過買付価格は、買付量とともに国家によって決定される。それを達成した後の余剰部分の販売は協議買付か集市取引に委ねられ、この部分の価格、買付量は変動する。協議買付は市場価格を上限とする制限が設定され更に通常の下では超過買付価格をも下まわることがのぞましいとされる。協議買付・協議販売については、市場価格が安い地域、ないし時期を選んで協議買付し、市場価格が高い地域、ないし時期において協議販売する方針がとられている。ここに協議買付・協議販売部分の市況安定的役割、食糧、油料の地域的、季節的需給調整的役割が示されている(第1図)。綿花については集市取引は許されず、全量国家買付である。

第2類農産物に対しては割当買付価格が国家によって設定され、それを上まわる余剰部分の販売は協議買付ないし市場取引に委ねられ、その価格は食糧の場合と同様である。

このように第1類農産物では同一農産物に対し4種、第2類では3種、第3類では2種の価格が設定され、その価格関係はだいたい

計画買付価格 < 協議買付価格 ≤ 市場価格

第1図 食糧の買付量と価格



となっている。

(5) 農産物買付制度の諸問題

以上農産物の国家買付の原則，形態，方法，価格について検討してきた。現行制度の性格は次のようにまとめることができる。

第1に国民経済と国民生活にとって重要な農産物に対しては，その基本的部分は依然として強制的行政的に国家の手に掌握すること，第2にそれを達成したのちの余剰部分および国民経済と国民生活にとって副次的意義しか持たない零細雑多な農産物は市場調節に委ねること，第3に両者の間は二元的であり，「計画経済を主とし，市場調節を補とする」主と補の関係は多分に主観的，宣言的なものとなっている。

買付の形態，方法，価格に共通する二元的性格は流通政策の緩和により，より明確になってきており，それをめぐって多くの問題が現象している。

第1は買付基数（ベース）をめぐってである。

基数はすでに述べたように1，2類農産物の計画買付部分に適用される。

1類の基数は義務供出，超過買付の二種がある。

問題は義務供出ないし統一買付，割当買付の基数が達成されず，超過買付ないし協議買付の増加となっていることである。

食糧の場合，買付は次のようにおこなわれる。義務供出部分は5年一定で決められ，超過買付部分は年々の契約時に決定される。収穫後の買付期間には食糧市場が閉鎖され，契約にしたがって買付がおこなわれる。県を単位として統一買付任務が達成されると市場が開放される。ここではじめて食糧部門の協議買付，集市その他での市場買付がおこなわれる⁸⁾。ところで，現在顕在化している問題は，基数ないし基数の完成率の低下，超過買付量の増大である（第3表）。これについては次のような事例があげられている。①多くの

第3表 食糧・油料の統一買付量の変化

		基 数		結 果			超 過 買 付	
		実数(億斤)	1979=100	%	実数(億斤)	実数-基数	国家買付総量 に対する割合	79=100
食 糧	1979	700	100.0	90	630.0	△70	39	100.0
	1980	687	98.1	81	556.5	△130		
	1981	608	86.9	80	486.4	△122		
						(計)△322	51	101.2
油 料	1979	12.66	100.0	77	9.75	△2.91	57	
	1980			65				
	1981	11.7	92.4	80	9.36	△2.34		
						(計)△10.04	80	

(出所) 夏長文「收購糧油定基数超購部分実行加弁法極待改進」『財貿經濟』1982年第9期。

ただし，食糧の実数-基数の1979～81年の3ヶ年の合計は原文では326になっている。
油料の△10.04は3ヶ年の合計である。

8) 山東省の省工商行政管理局，省食糧庁の連合通知『夏季食糧市場管理の強化に関する通知』によれば，食糧，油料の統一買付期間中は食糧，油料の自由市場は閉鎖する。生産隊，個人で統一買付任務完成以後，協議買付に応ずるものは，食糧部門に販売することができる。県を単位として統一買付任務を完成した時は，すみやかに自由市場を開放するということである。『大衆日報』1982年6月20日。

地方では種々の口実をつくって基数を架空のものにしてしまい、又基数を下達しない、②プレミアムの範囲や価格を規定以上に拡げる、③とうもろこしや甘藷のような低価格品種で基数を完成し、小麦のような高価格品種を超過買付粮とする、④基数を完成しない生産隊や農家がすでに完成した隊や戸をかたって超過販売をするなどである。かくして超過買付部分が増加し、財政支出が増加し、ところによってはこの増大を統制できなくなっている⁹⁾。財政補填については今日、1979年の値上げ以後買付価格と消費者価格が逆サヤになっており、その金額も多額化し、財政圧迫の大きな要因になっている¹⁰⁾。

同一農産物に対する価格の重層性は不合理なものであり、長期的には超過買付価格にサヤよせされざるを得ないと思われる。

第2は食糧や油料の基数決定をめぐるものである。現在食糧や油料の義務供出量は5年間1定として基数が設定された。食糧の場合、1979年に1971～75年の5年1定を基礎に基数が決定され、更に1979年からは義務供出量を総量で50億斤減少させ、口糧水準が水稻作地帯で400斤以下、雑穀地帯で300斤以下の地区では義務供出免除の措置がとられた。農業生産責任制導入以後、農業生産は各地で比較的大幅に増大し、生産量の増大幅および国家への販売量の増大幅の大きな地域ほど超過買付部分が増大し、逆にもともと生産量が

9) 夏長文「收购粮油定基数超购部分实行加价办法亟待改进」『财贸经济』1982年第9期。韩自宇、马昌福、陈友顺「关于农业坚持计划经济为主，市场调节为辅的几个问题」『经济研究』1982年第9期，于文化「加强农产品收购的计划性」同1982年第8期。

10) 郑建和によれば中国の価格補填には、①食糧、油料、綿花、肉類、蔬菜などの主要農副産物の売買逆サヤ補填、②農用機械、農用ジーゼル油、農用電力、農薬、化学肥料などの農業用生産手段供給に対する政策的補填、③食糧、綿花、糖、化学肥料、農薬などの輸入価格と国内価格の格差補填の3種類あり、1981年では①が総補填額の56%を占め、食糧、綿花、油料への補填は150余億元で、うち超過買付プレミアム補填は62億元(41%)を占めている。①+②+③の財政支出に占める割合は32%である。郑氏は補填の範囲が広すぎ、金額が大きすぎるとし漸次縮小を提案している。「谈价格补贴问题」『江汉论坛』1982年第5期。同様な主張に许柯「为什么农民收入的增加不能再主要靠提高农产品价格？」『红旗』1982年第21期がある。又先の全国農村工作会議紀要も「現在の国家の財政事情からすると今後一定期間は農副産物の買付価格は基本的に安定させる方針をとらなければならない」と述べている(前掲『人民日報』)。価格補填の必要性およびその理論

きく義務供出基数の大きかった地域ほど支払金額の伸びが少なく、国家への販売量と販売金額との不整合が大きく顕在化し、基数決定方法の是非の問題が顕在化しているのである¹¹⁾

第3は農産物相互間の相対価格をめぐる問題である。

現在の買付制度では買付計画と作付ないし生産計画とは農産物種類ごとに買付計画→買付指標→買付契約→生産計画という形で結合している。ところが集団ないし個人の経営の立場からみると国家の買付計画に積極的に呼応すれば収益性が高くなるというわけではない。むしろ逆である。今日作物間の相対価格はきわめて不均衡である(第4表)。

第4表 江蘇省の21の代表的生産隊の食糧と綿花の収益調査

	食 糧	綿 花
1 畝 当 り の 利 益 (元)	17.79	72.94
百元当り投資の純生産 (元)	101	388
1 標 準 勞 働 日 当 り 利 益 (元)	0.71	13.38

(出所) 佐牧「必須调整好农产品内部比价关系」『经济研究』1982年第3期。

市場買付ないし協議買付の販路条件が拡大するにつれて生産者の反応は収益性に敏感になる。現象形態としては主要作物の作付面積の縮小、局部的な過剰現象がある。前者は穀物の買付価格が相対的に低いために作付面積が過

的根拠について中国学会では以下の3種類の意見があるようである。①価値法則の要求にあわない。即ち価格を価値から背離させ、個人の収入の不合理な再分配をおこなうことになり、企業の経営管理促進にマイナスであり、労働に応じた分配原則の貫徹にマイナスであり、当面の財政赤字と国民経済の調整に不利である。しかし不合理であるかどうかと現在取消することができるか否かとは別の問題である。賃金の調整と改革と結びつけてすみやかに解決しなければならない、②社会主義の基本経済法則から出発し物価の安定をかちとる重要な措置であり、社会主義の優越性を体現したものである。計画価格がありさえすれば、価格補填はなければならない。それは合法則的であり、統制することはできるが取消することはできない、③国家が特定の政治経済的任務を解決するためにとる措置で、価値法則を自覚的利用したもので、商品交換中の不等価交換に対しておこなわれる必要な補償である、というものである。「中国价格学会价格理论讨论会纪要」『经济研究』1982年第5期。

11) 例えば张留征「试论农产品超购加价改革」『经济研究』1982年第6期。

度に縮小した場合であり、後者は例えば豚肉価格が相対的に高位であったために出荷が増大し、過剰現象、販売難が発生したといった問題である。農産物の場合自由な取引を前提としても価格変動が生産構造に反映しにくい特徴があるが、この場合は行政的買付制度が価格不均衡を固定化ないし創出し、他方で市場取引の緩和により需給関係が農民に反映し、計画に対する過大ないし過少として発生しているのである¹²⁾

第4は協議買付の意義と限界にかかわる問題である。

今日の価格構造の特徴は以下のようである。まず国民経済と国民生活にとって重要な農産物の主要部分は公定価格で売買されていることを前提としている。それに大きく規制されながら、需給関係を反映した価格は市場取引価格である。市場取引は生産者と消費者の取引を中心とし、地域的にせまい市場であるが、品目としてはほとんどの農産物が自由価格で取引され、集団、個人の生産物を問わず、市場取引に出荷できる。単独の経営請負制が認められ、多くの集団経営においてこの形態が急速に普及しつつある現在、零細、雑多な小商品生産的商品化はすすむであろうし、市場取引はそれに最も対応しやすい形態である。

ところで市場取引はその地域的狭隘性、取引の零細雑多性の故に価格変動を受けやすく、不安定な市場である。

協議買付、協議販売形態は国家の市場取引への経済的方法での介入であり、国家の主導の下で市場取引価格の安定を保ち、市場の安定的発展を促すものである。しかし、現在のところそれらは統一買付、割当買付とは別会計であり、市場価格の安いところで買い、高いところで売するという方法がとられている。それ故市場価格の安定にはなりえても生産が増大し需給関係が大きく変化するか、農業生産性の大幅に上昇し、市場取引価格が計画買付価格まで低下するまでは価格の重層性はなくなる。このことは又統一買付、割当買付の完了に対しては外部からマイナスのインパクトを与えることになる。この二元性は経済外的に処理する以外に方法はない。

12) 佐牧「必须调整好农产品内部的比价关系」『经济研究』1982年第3期。

このような関係がはっきりしてきたといえる。

II 農村商業機関の現状と問題点

(1) 問題の所在と端緒的改革

まず、今日の農村商業機関をめぐる問題状況一般についてふれておくと「大躍進」、**「文革」**の過程で集権的行政的経済管理、経済の地域封鎖体系、食糧の増産、低価格安定供給などが推進され、農民的小商品生産から商品＝貨幣関係を媒介とする社会的分業の発展が抑圧されたことによって、流通過程は物資の調達・配給機関化された。それによって、農村供銷社は協同組合としての農民的基础を喪失し、国家の農村担当調達・分配機関に変質し、集団農民の小農民的生産に基礎をおく農村自由市場や集団、個人の流通組織も、生産面で農民の自留地、家庭副業経営が抑圧されたことと相俟って、大きく制限ないし消滅させられた。勿論、農民自身の商業経営も禁止されていた。しかし現実には、地方当局、集団、個人のヤミ行為として様々の商業活動が続けられていたことはいうまでもない。今日の農村商業改革の出発点での状況は、①商業網が圧倒的に少ないこと、②農村では供銷社の独占的経営で流通経路が少なく、官商（「お役所商売」）作風がひどく、生産と販売にとって不利である、③行政区画にしたがって卸売企業やその他の管理機構が設置されているので、都市農村、部門、地区の間が相互に分断されている、④行政と企業の一体化を実行し、行政手段で企業を管理することによって、企業は自主権に欠け、企業と職員労働者の間では「大がまの飯を食べ」、経済的誘因と圧力に欠け、企業や職員労働者の積極性をひき出すことができない¹³⁾などであった。

今日農村商業機関で着手されている改革は以下のとおりである。第1に集市取引、個人商業、集団商業、合作商業（いずれも商業、飲食業、サービス業を含む）などの多種の所有制の経営を回復・発展させ一步一步と国営商業

13) 万典武『中国的商业（1977—1980）』人民出版社1982年2月。

を主導とする多ウクライドの併存の商業体制をうちたてることである。第2に多種の流通ルートを回復・発展させ従来の農村社隊→供銷社(→国営商業)に一体化されていた農産物流通ルートを改める。それと同時に多様な経営形態を回復発展させることである。即ち、(i)国営農、林、牧、漁場が自己の生産物の小売部を設置する、(ii)人民公社、生産隊が集団商業を經營する、(iii)農工商、農商など様々の連合企業を設置する、(iv)機関、部隊、学校、企業単位が商業企業を經營する、(v)貿易貨棧を回復、発展させるなどである。第3に従来の行政区画に従った流通環節を少なくする(以上の3項目を『三多一少』という)。第4に供銷社については組織の大衆化、管理の民主化、經營の弾力化をすすめる漸次体制改革をすすめる方向が出されている。¹⁴⁾

(2) 『三多一少』の現状

農村各種商業組織、各種流通形態の回復と発展の現状をみたのが第5表である。

第5表 農村商業組織概況

(1) 人民公社各級組織 (1981年)⁽¹⁾

	社 隊 数	1 社隊当り戸数	1 社隊当り人口
人民公社	54,371	3,314	15,060
生産大隊	71.8万	251	1,140
生産隊	600.4万	30	136

(2) 供銷社系統組織 (1980年末)⁽²⁾

(人民公社レベル)	小売部、分銷店 (36.7万) 飲食・サービス店 (4.7万) 代理買付・代理販売店 (生産大隊レベル) (40万) 供銷社管轄の集団商業、合作小組、個人商業 (40万)
○ 基層供銷社 (3.55万単位)	
○ 職員・労働者数	
基層供銷社 248万人	
代理買付・代理販売店 53.3万人	

14) 前掲『全国农村工作会议纪要』

供銷社管轄の集團商業, 合作小組, 個人商業 116.7万人
 商業従事者1人当りの農村人口 203人

○ 供銷社の商品購買販売総額

	1980	1981
農副産物買付総額 (億元)	220.1	235.9
農業生産資料小売総額 (//)	188.7	193.9
生活資料小売総額 (//)	489.8	507.2

(3) 都市・農村集市取引⁽³⁾

	農村集市			都市集市	
	設置数	取引金額(億元)	社会小売総額に占める割合(%)	設置数	取引金額(億元)
1979	36,760	171	7	2,226	12
1980	37,890	211	7.58	2,919	23.7
1981	39,715	253	8.3	3,293	34

(4) 農村集團商業・個人商業⁽⁴⁾

		商 業		飲 食 業		サービスマ業	
		数(万)	前年比(%)	数(万)	前年比(%)	数(万)	前年比(%)
集團商業	店 1980	49.3		2.7		3.7	
	舗 1981	53.2	+ 7.9	4.9	+ 81.5	5.0	+ 35.1
	従業員 1980	105.2		19.1		20.0	
	従業員 1981	108.7	+ 3.3	25.0	+ 30.9	22.2	+ 11.0
個人商業	店 1980	18.3		6.1		9.3	
	舗 1981	50.6	+176.5	18.3	+200.0	24.6	+164.5
	従業員 1980	23.7		9.8		11.4	
	従業員 1981	58.8	+148.1	25.7	+162.2	26.7	+134.2

(5) 貿易貨棧⁽⁵⁾

供銷社系統の県以上の組織 (1980) 1,900余

年間経営金額 (1980) 25億元

(1981) 43 //

(出所) (1) 『中国統計年鑑』(1981) 132頁, (2)(3) 『中国経済年鑑』(1982) V-272~3, 276~7頁
 (4) 『中国統計年鑑』349頁, 『中国経済年鑑』(1982) V-259頁より計算
 (5) 『中国百科年鑑』(1982) 293頁。

1980年時点で基層供销社は単純計算すると人民公社の65%に設置され、生産大隊の約56%に代理買付・代理販売店が設置されている。各種所有制の店舗は生産大隊の約80%に普及している。¹⁵⁾ 供销社系統は1980年で国家の買付けた全農副物総額の33%、農村に供給した生産資料総額の54%、同じく生活資料額の62%を占めている。¹⁶⁾

次に集市取引では農村集市は1981年では単純計算で人民公社の73%に普及し、取引金額は社会小売総額の8.3%を占め、設置数、取引金額、同割合とも増加傾向にある。同様な傾向は都市集市にもあてはまる。

農村における集団、個人商業数は店舗数では1981年では集団商業が単純計算で1生産大隊あたり0.74、個人商業が0.70となっており、飲食、サービス業は更に少ない。これら店舗数は農村における各種商業店舗数の最高111万(1957年)、集団所有35万(1965年)を上まわり、基層供销社を含めて全人民所有制商業はこれまでの最高時の1957年時点の4倍弱となっているが¹⁷⁾しかし、その普及は今もってきわめて低いといえる。

農産物買付機関は、全体として食糧部、商業部、供销社系統の国营商業機関(尚、食糧部、商業部、供销社は従来は各々国务院に部を持つ機関であったが、1982年の機構改革で国务院の部レベルは商業部に一本化され、各々はその内部機構に改編された)、都市、農村の集団商業、合作商業、個人商業の代理買付、代理販売、個人商人、集団農民や生産隊の輸送販売、農工商連合企業の買付、貿易貨棧、社隊の供給販売経理部をつうじた代理買付、代理販売、国营・集団企業の買付、都市・農村の自由市場での販売などである¹⁸⁾

次いで流通経路の多様化の現状を図示すると以下のようなものである(第2図)。

流通経路、経営様式の多様化は1、2類農産物の計画買付達成後の余剰部分と3類農産物に適用される。この部分に上述した多種の商業企業が参入する。

15) 「争取三五年内把集镇建成服务中心」『中国财贸報』1981年5月14日。

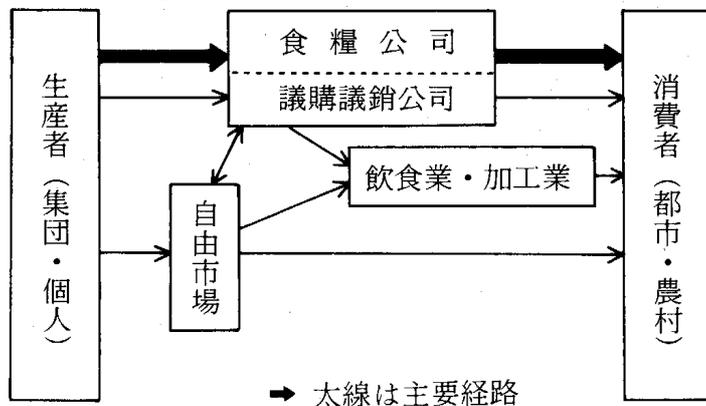
16) 『中国百科年鉴(1981)』中国百科全書出版社1981年7月、220頁。

17) 前掲『中国财贸報』1981年5月14日。

18) 「怎样办好商品流通多渠道」『人民日报』1982年1月7日。

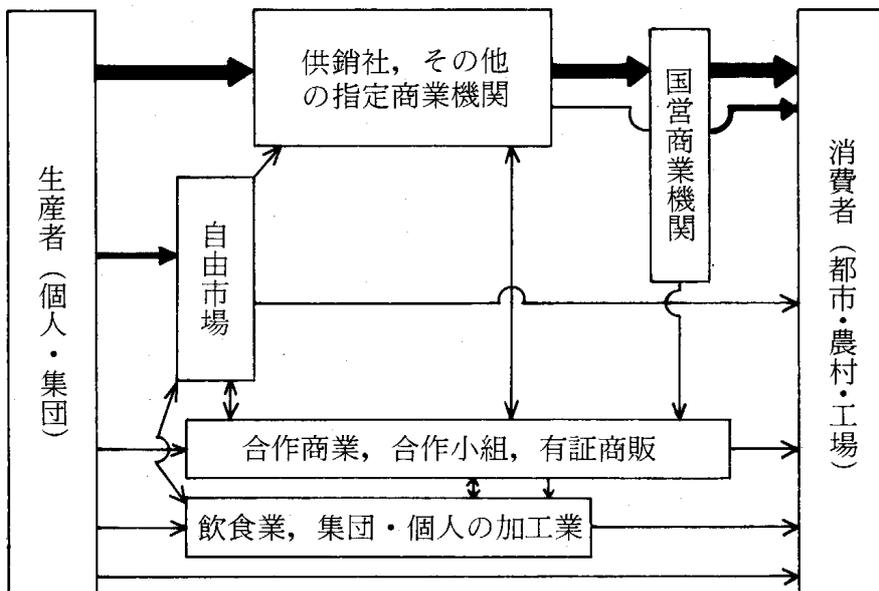
第2図

(1) 食糧・油料の流通経路



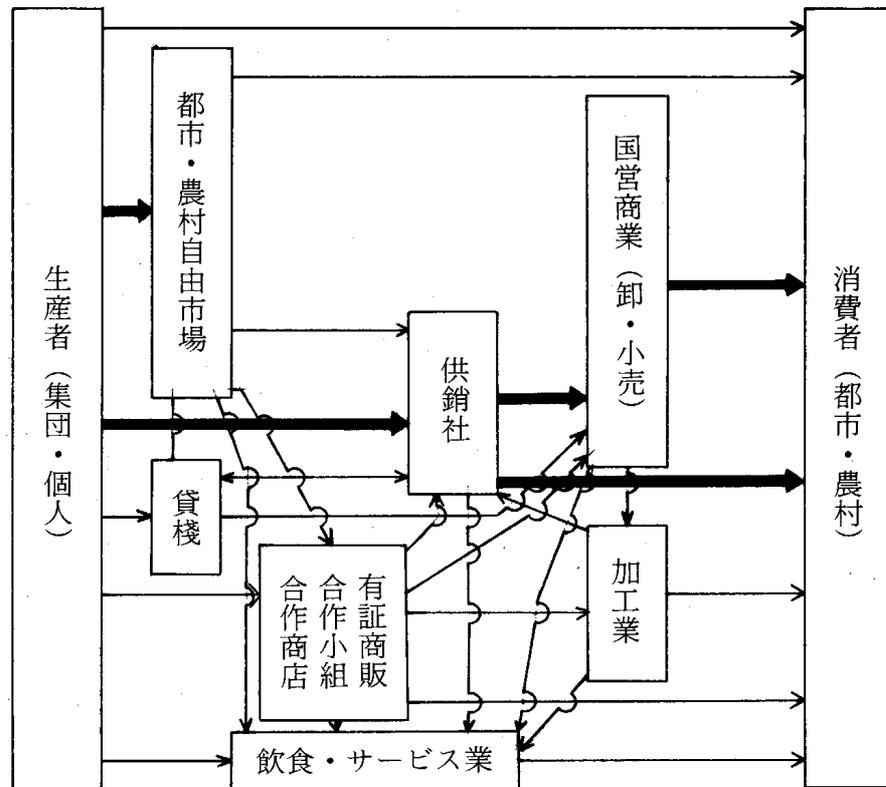
綿花 生産者 → 供銷社 → 工場

(2) 2類農副産物の流通経路



流通経路については、従来は買付、集荷、中継、分散、小売の圧倒的部分は供銷社も含めた国営商業部門に一本化されていた。多様化の諸形態は第1に国営部門の助手としての代理買付、代理販売、取次販売などのルートが集団、個人商業、貿易貨棧などに開かれ、これらが国営商業機関を補完し、あるいは競争するものとなったこと、第2にその経営する地域がそれらを管轄

(3) 3類農副産物流通経路



関の管轄範囲を越え、地域をまたいだ取引が可能となったこと、第3に農工商連合企業や農商連合企業にみられる農民と農産加工企業、商業企業との統合ないし連合形態での直接結合、第4に農民の国営ないし集団の農産加工企業への直接契約販売、第5に集団、個人農民の地域内、あるいは地域をまたいだ直接販売などきわめて、多様である。

ここでは地域、部門をまたいだ流通経路、経営様式がとられている。勿論これらの流通経路、経営様式には様々な行政的制限が設けられている。しかし、全体としては地域的、広域的市場、複合的市場の形成へ大きく前進したことは事実である。それと同時に農産物買付の二元的運営の持つ矛盾が顕在化し、行政的運営と市場調節との整合的結合への改革の緊急性が高まっているといえる。

(3) 供銷合作社改革の現状

以上と併行して供銷合作社の初歩的改革が着手されている。

供銷社は長期にわたって国家の買付部門化、行政機関化し、農民的基礎を喪失し、経営自主権、経営体としての内的動機を喪失し、しかも農村市場において独占的位置を占めていた¹⁹⁾

改革は①組織の大衆化、②管理の民主化、③経営の柔軟性の三側面の回復と強化に向けられ、基層社に対しては、商業協同組合としての性格を復活すべく、自由意思による生産隊、農民個人の出資、出資金と農産物販売額に応じた利益分配、社員大会（代表大会）での意思決定、選出理事会による社運営、社員による監査など組合の民主的管理、経営と農民の経済的利益との結合、独立採算制化、県級組合の基層組合の連合組織化に向けての漸次的改革が試行されつつある²⁰⁾

供銷社は国营商業会社とともに①1、2類の重要農産物買付機関として国家計画を完成する、②協議買付、協議販売をつうじて農産物買付を促進するとともに流通経路や経営形態の多様化に対応し、農村流通機関の中心として多様な諸形態を整合的に発展させる、③以上をつうじて農産物の商品化を促し、農民の『販売難』の問題を解決する任務を負っている。ここでも又①と②、③とは必ずしも整合的關係にはなっていないのである。

改革の事例では、農民の出資を奨励し、収益の販売高配当に加えて出資配当をおこなう基層供銷社の農産物買付部門と人民公社や生産大隊の供銷經理部（販売部門）との連合経営による農産物の販売、加工の促進、県供銷社に基層社の出資金（投資）による連合体的経営部門を設置させ、収益の販売高配分と出資配分による基層社への還元制の導入²¹⁾などが試行されている。方向は農民自身の集团的販売組織としての性格の附与であるが、ここでも国家

19) 肖文杰，万车「农村商业体制改革初探」『国民经济调整与经济体制改革』山東人民出版社 1981年9月。

20) 前掲『全国农村工作会议纪要』。

21) 何克「供銷社体制改革的探索」『农业经济问题』1982年第8期。

の買付部門としての性格との二重化がはかられ、両者の経済的整合性は明確ではない。

問題は二つの形態であらわれている。一方では国家の買付計画が完成できない、他方では農民の『販売難』に対し有効に対処できないということである。現状ではこうした問題は不可避的である。

まとめにかえて

以上、農産物買付制度について買付形態、方法、価格、買付組織の諸側面から最近の政策を検討した。

今日の流通過程改革の端緒的段階の特徴は直接的行政的方法と間接的経済的方法の二元的原理を国民経済と国民生活にとって重要な農産物の基本的部分には前者を、そしてそれを上まわる部分と零細雑多な第二義的農産物、需給に余裕のある比較的重要な農産物には後者を適用しようとしたものであった。今のところ前者が取扱い金額上は圧倒的であるが、後者の割合の増大が志向されている²²⁾

両者は「計画経済を主とし、市場調節を補とする」という名目の下に「主」と「補」の関係に位置づけられているが、これは多分に政策的、主観的なものであり、集団や農民的利害や経済的合理性を体現したものではない。

二元性を経済理論的に整合的關係に調整するには生産力の発展、増産による需給均衡やコスト引下げの達成、価格条件の整備が必要である。今日の条件で改革のいっそうの前進のためには価格条件の整備が不可欠である。集団農民に経営請負制が導入されたのに続いて商業企業に対しても経営請負制が導入されようとしている。現在の諸条件の下では一方では経済的に不合理な行政的關係を保持し、集団・農民に不利益な關係を強制し、他方で彼らに、

22) 1982年11月の全国商業工作会議の決定の中には、①割当買付品種は逐次縮小し、1、2類農産物は従来の46種から22種に減らすこと、②国营商業および供銷社による買付については現在の80%を70%前後に調整する、が含まれている。「全国商业工作会议決定」『南方日報』1982年11月11日。

市場対応をつうじて経営体としての収益性追求を奨励するという矛盾した関係は次第に顕在化するであろう。

当面の政策選択としては、価格差補填金や価格通助金の財政負担の過大が強調され、改革は食糧、経済作物の大規模生産基地形成、たち遅れた地域の自給化、一般地区における生産の多角化と収益の農業への投資などによる生産力の増大（増大、コスト低減）による需給緩和、市場の安定、二元的諸条件の緩和、流通の行政的管理と経済的管理の整合的結合の方向づけがなされているように思われる。その方向では二元的原理の長期併存は不可避であろうが、生産責任制による経営の零細化、「小商品生産者」的性格の強化、農産物商品化は集団や農民からみての経済的に不利益な条件を行政的方法で強制する方法をますますとりにくくするであろう。